

## 週休2日推進工事（建築工事）実施要領等の改定について

---

(技術調査課)

### 1 概要

静岡県が発注する建築工事は、対象期間全体で4週8休が確保されるよう週休2日工事を推進してきた。

その後、令和6年4月から建設業において時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことや、令和7年2月に改正された品確法に基づく指針を踏まえ、週単位の週休2日が確保されるよう、さらなる取組を推進してきた。

今回、令和7年12月に「労務費に関する基準」が勧告され、国の公共建築工事標準単価積算基準に「単位施工単価」が導入されたことを踏まえ、本要領等を改定する。

### 2 改正内容

「単位施工単価」及び同単価の労務費の補正方法を定めた。

### 3 適用時期

令和8年1月1日以降に設計積算するものに適用する。